

循環型社会形成推進基本計画（案）

平成15年1月27日

循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）は循環型社会形成推進基本法第15条の規定に基づき定めるものです。また、循環基本計画は、平成14年9月のヨハネスブルク・サミット実施計画に基づき各国が策定する持続可能な生産・消費形態への転換を加速するための10年間の枠組みでもあります。

今日、経済活動のグローバル化により日常生活の様々な分野にまで国際的な相互依存が極めて高くなっており、国際的に連携をとり、国際社会と協力し合いながら循環型社会の形成を図っていきます。

第1章 現状と課題

第1節 現状

1 非持続的な20世紀型の活動様式

人類が20世紀に入って高度に展開させてきた活動様式、すなわち大量生産・大量消費型の経済社会活動は、私たちに大きな恩恵をもたらしてきましたが、他方で、大量廃棄型の社会として物質循環の環を断ち、その健全な循環を阻害するという側面も有していました。このため、国内的には、毎年、約4億5千万トンという膨大な量の廃棄物が生ずるとともに、廃棄物等（廃棄物に加えて使用済物品、副産物等を含むもの）の多様化に伴う処理の困難化や不適正な処理による環境負荷の高まりの顕在化、産業廃棄物の場合であれば全国で約4年、首都圏で約1年の残余年数となる最終処分場（埋立場）の残余容量のひっ迫など深刻な状況が続いています。

一方、こうした活動様式は、国際的にも、天然資源の枯渇への懸念や地球温暖化問題などの地球的規模での環境影響の問題を生じさせています。人類が21世紀においても、このような経済社会活動を続けることは、環境の容量の制約に突き当たることを意味し、持続可能な発展は望むべくもありません。

2 物質フローの状況

平成12年度における我が国の物質収支を概観すると、約21.3億トンの総物質投入量に対し、その約3分の1に当たる量（約7.1億トン）が廃棄物や二酸化炭素という形態で環境中に排出されています。他方、循環利用量は約2.2億トンと総物質投入量の一割に過ぎません。

また、資源採取等に伴い目的の資源以外に採取・採掘されるか又は廃棄物などとして排出される「隠れたフロー」が、国内では約11.0億トン（資源採取量約11.2億トンの0.98倍）、国外では約28.3億トン（資源採取量約7.1億トンの4.0倍）の計39.3億トンも生じているとの推計もあります。

3 法的基盤の整備

このような状況に対応するため、21世紀の経済社会のあり方として環境と経済を統合した持続可能な発展を指向する「循環型社会」という考えが提起され、この循環型社会の実現に向けた道程を明らかにするために20世紀最後の年である平成12年6月に循環型社会形成推進基本法（循環基本法）が制定されました。

また、この循環基本法と一体的に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）が改正され、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法：再生資源の利用の促進に関する法律の改正）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）が成立しました。さらに、平成14年7月には使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）が成立し、既存の容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）などと併せて、循環型社会の形成に向けた取組を推進する法的基盤は整備されつつあります。

4 施設等の整備

廃棄物等の適正な循環的利用や処分のための施設は循環型社会の形成を図る上で不可欠なものです。このため、一般廃棄物に係るごみ処理施設、産業廃棄物の中間処理施設、下水道や浄化槽などの汚水処理施設、一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場等の整備が進められています。

また、廃棄物等に関する情報の迅速かつ的確な把握、分析及び公表に向けた統計情報の整備、製品の素材開発や生産工程から循環的利用、処分に至るまでの循環型社会の形成に資する調査研究の実施、科学技術の振興等が進められています。

5 国民等の自発的な活動の推進

国民や事業者が、自らの日常生活や事業活動に伴って廃棄物等を発生させていることを認識し、循環型社会の形成に向けてそれぞれが担うべき責任と果たしうる役割について理解を深め、具体的な活動を進めていくことが望まれます。このため、環境教育・環境学習の振興、民間団体による資源回収やフリーマーケットの開催などの自発的活動を促進するための情報提供、国及び地方公共団体の職員を含め循環型社会の形成に資する人材の育成などが進められています。また、事業者においては、循環型社会に向けての製品への配慮、循環型社会ビジネス（廃棄物処理業、再生資源流通業、再生資源加工業、リユース製品流通業、処理装置等の製造業、環境コンサルタント業など）などが進展しつつあります。

第2節 課題

1 循環を基調とする社会経済システムの実現

以上のような現状の中で、総物質投入量・資源採取量・廃棄物等発生量・エネルギー消費量の抑制（リデュース）、再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の適切な推進を図り、天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した取組を本格的に進める必要があります。

特に、天然資源のうち化石燃料や鉱物資源などの自然界での再生が不可能な資源の使用量を最小化し、再生資源や再生可能な生物由来の有機性資源であり、持続的利用が可能となるように、環境に適切に配慮しつつ収集等がなされたバイオマスの利用を推進していく必要があります。

また、資源の循環に要するエネルギーが増大することは新たな環境の負荷を生むことになるため、循環に要するエネルギーの効率的な利用やバイオマス等の再生可能エネルギーの利用の推進を図っていく必要があります。さらに、効率的な静脈物流の整備を進めていく必要があります。

隠れたフローについては、必要以上の資源採取をしないことや採取方法の工夫などを通じて低減していく必要があります。

2 廃棄物問題の解決

近年、廃棄物の排出量の高水準での推移を背景に、不適正な循環的利用及び処分、最終処分場の残余容量のひっ迫、不法投棄の多発とその原状回復方策の確立などといった課題が顕在化しています。これらの問題の解決は、循環型社会形成の前提となるものです。

第2章 循環型社会のイメージ

今後、排出者責任や拡大生産者責任（EPR：Extended Producer Responsibility）に基づく制度の拡充、不法投棄の未然防止、取締りや原状回復などの体制の確立、各主体の自主的行動を促す経済的手法の適切な活用、各種手続の合理化などが推進されます。また、循環型社会ビジネスが進展するとともに、国民、NPO（非営利組織）・NGO（非政府組織）、事業者なども、循環型社会の形成に向けて、志を高く持ち、積極的な取組を行うことにより、各主体が相互に協力しあってそれぞれが自らの役割を果たしていきます。

このような各主体の取組が十分なされることにより、平成22年頃までに、例えば次のようなイメージで代表される循環型社会が形成され、現在及び将来の国民が健康で文化的な生活をおくれるようになります。

第1節 自然の循環と経済社会の循環

私たちは、経済社会の中で循環を実現していくわけですが、これは自然界における循環を取り戻すことにつながります。

自然界における環境は、大気、水、土壌、生物等の間を物質が循環し、生態系が微妙な均衡を保つことにより成り立っています。このような環境の中に生かされている私たちが、自然界から大量の資源を取り出し、様々なものを大量に生産・消費し、その後、不用となったものを自然界へ大量に廃棄していく、いわゆる大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会を営んでいくことは、自然界へ大きな負荷を与え、ひいては私たちの社会を持続していくことを不可能にします。

これから私たちが目指そうとする循環型社会では、自然界から新たな資源を取り出すことを最小にし、既に社会で使用されたものなどを再生資源として投入することにより、最終的に自然界へ廃棄されるものも最小とすることを基本とします。

これにより、自然の循環を尊重し、自然に負荷をかけない社会、すなわち、資源を有効に活用し、豊かな環境の恵みを享受できる質を重視した社会を将来世代にわたり築きあげていきます。

第2節 暮らしに対する意識と行動の変化

私たちの暮らしは、地域の自然的特色の中で、身近な自然に親しむことや、地域に賦存するバイオマスや再生可能エネルギーの利活用、「旬」な食材への嗜好といったような四季の移り変わりを感じられる自然と共生した暮らし、すなわち「スロー」なライフスタイル（生活様式）が定着していきます。そして、20世紀後半に形成された「ワンウェイ型ライフスタイル」は「循環」を基調としたものに転換されていきます。

例えば、身近な「自然」である森林については、100年間かけて木を育てるなど計画的に管理するとともに、切り出した木材を住宅や家具として、さらに木質ボードなど

として、最後に暖房燃料などとして活用されます。また、里山は、山菜やきのこ採りなどを通じて、自然観察や環境教育の場としても活用されます。

「食」については、生産者の名前の付いた商品など顔が見えるものが好まれて消費されます。また、市街地と耕地が共存している地域では、いわゆる地産地消や肥飼料化された生ごみの活用が行われ、地域内での食と農の連携が進みます。

「もの」については、家具や道具を自ら手入れしながら長年にわたって使い、磨き上げていくことを尊び、手作りの良さ、手仕事の面白さも評価されるようになります。このようなもったいないという気持ちや良いものを大事に使うという考えから、住宅、家具、家電製品、自動車などに対する買い換えのサイクルが長期化するとともに、長期間の使用が可能のようにデザインされた長寿命(ロングライフ)製品の割合が高まります。また、新しい商品の購入・所有にこだわらないリースやレンタル、長い期間使用していくための修理(リペア)や維持管理(メンテナンス)などのサービスに対するニーズ(需要)が高まります。

また、一定の期間で買い換えが必要となる家庭用品やある一定の時期にしか使用しない子供用品などについては、所有しなくとも機能が利用できればよいという考えから、リサイクルショップやフリーマーケットなどを積極的に利用し、賢く合理的に消費するようになります。さらに、買い物際には買い物袋や風呂敷などを持参し、不必要な容器や包装はもらわないようにしたり、再生品や詰め替え製品など環境への負荷の小さい環境配慮型製品・サービス(グリーン製品・サービス)の購入を心がけたりします。

「サービス」については、コンサートや演劇などの芸術や文化に親しむ機会が増えたり、スポーツやキャンプなどのレジャー活動やゆっくりと食を楽しむことなどが多くの人に浸透し、生活の幅が広がります。このように様々なサービスを楽しむ一方、野球やサッカーのスタジアムやコンサート・ホールなどにおいて使い捨ての容器類ではなく繰り返し使えるリユースカップが利用されたり、ホテルやレストランなどの生ごみをたい肥やバイオガスとして利活用する取組が進展するなど、あらゆるサービスにおいて環境への配慮が組み込まれます。

第3節 ものづくりなどに対する意識と行動の変化

「ものづくり」については、頻繁なモデルチェンジを行い、大量に販売するという考えから、使用後の製品の処分にも責任を有するという意識が持たれるようになり、修理、維持管理や機能のアップグレード(更新)など、製品を長期間使用する際に必要となるサービスの提供が増大します。また、製品が不要となった場合の引取りなども行われるようになります。こうしたことを通じて顧客の信頼を得ることが長期的には消費者にも事業者にも望ましい経済活動であるという考え方へと変わっていきます。そして、「もの」の供給者は、消費者の環境保全に対する意向を進んで取り入れていくようになっていくと同時に、新たな技術やシステムを活用したグリーン製品・サービスの提供やビジネスモデルの提案を行うようになります。

これにより、国内における循環型社会ビジネスの市場が拡大するのみならず、我が国

のグリーン製品・サービスが国際的に評価され、輸出面においても主力産業となります。

例えば、「製品」については、環境へ配慮した設計(D f E : Design for Environment)として、製品の使用後のことも考慮に入れ、修理、維持管理やアップグレードが可能な設計、廃棄物となった場合の適正な再使用や再生利用、処分が簡単に行える設計などが行われます。これによって、詰め替え製品や長寿命製品あるいは、より少ない資源で付加価値の高い機能やデザイン性を重視した製品を開発・販売するようになります。

また、素材から加工、組立てなどの各過程において有害化学物質の使用を最小限に抑えるようになります。さらに、こうした製品を消費者が利用しやすくなるように、価格設定や商品の情報提供などに関する工夫も行われます。

「サービス」については、製品の提供形態として売り切り型に加え、機能を提供するというリースやレンタル制度、良質なものを提供するリサイクルショップ、良いものを大事に長く使うための修理や維持管理などのサービスが伸びていきます。

「事業活動」については、製品の生産、販売、サービスの提供などの各面において、いわゆる3R(リデュース・リユース・リサイクル)のための取組が積極的に展開されます。製品の生産においては、生産工程と循環利用・処分工程が融合されるとともに、産業間の有機的連携や産業界と地域社会の連携が図られることにより、工場全体で原材料の投入を最小にし廃棄物等を最大限に再使用・再生利用することやある産業の廃棄物等を他の産業の原材料として使用するなどの産業間の共生が進み、廃棄物の排出が抑制されます。オフィスでの事業活動においても、両面コピーの活用やグリーン製品・サービスの利用、照明・冷暖房機器の適切な使用やIT化の進展による在宅勤務の普及など廃棄物等やエネルギーの使用量を減らすような環境へ配慮した行動がさらに進展します。

第4節 循環型社会形成へ向けた各主体の活動の活発化

循環型社会の形成に向けて、国・都道府県・市町村は法・条例の制定・適正な施行、循環型の施設の整備を行うとともに、国民、民間団体や事業者などの各主体と連携を図りつつ、コーディネーターとしての役割を果たしていきます。

国民は、自らの生活が環境への負荷を与えていることを自覚し、廃棄物等の分別・資源回収への取組やグリーン製品・サービスの優先的な購入などライフスタイルの見直しに取り組みます。また、NPO・NGOなどの民間団体の活動への参画・協力、資源回収・清掃活動・フリーマーケットや各種の環境関係イベントへの参加、地域通貨の利用など環境保全活動にも積極的に参加します。

NPO・NGOなどの民間団体の活動も活発化し、廃棄物等の再使用・再生利用やグリーン購入の促進、環境教育・環境学習の推進あるいは自然保護のための活動など循環型社会の中で大きな役割を担うようになります。

事業者も環境管理システムの導入等を通じて環境経営を推進し、事業活動における環境への配慮の取組を徹底していくとともに、自ら積極的に地域の環境保全活動に参加し、

工場やオフィスなどを公開し、地域住民への情報提供や環境教育の場の提供という役割を担い、地域の一員として地域への貢献を図っていきます。また、循環型社会ビジネスを展開していきます。

これらの各主体がパートナーシップに基づき活動することにより、循環型社会の形成に向け、地域の特色に応じた取組が推進され、美しい街並みや風景、温かい地域コミュニティや地域独自の文化が醸成されていきます。

第5節 廃棄物等の適正な循環的利用と処分のためのシステムの高度化

廃棄物処理・リサイクルのための法制度等の整備を踏まえて、全国で適正かつ計画的に配置された拠点に容器包装や家電製品などの廃棄物等を先端技術によってさらに効率的にリサイクル・処理できる総合的リサイクル施設が整備されます。一方、生ごみなどのバイオマスについては、地域圏内にある小規模なりサイクル施設やバイオマス活用プラントなどで適正な循環的利用が行われます。このような拠点的なりサイクル施設などは、私たちの社会において新たな資源を作り出し、供給する資源産出地となると同時に、事業者はこの新たな資源を積極的に利用し、自然界からの新たな資源の採取を最小にします。

また、廃棄物処理施設の高度化・集約化や長寿命化が進み、これらの施設では可能な限り再使用・再生利用（マテリアル・リサイクル）を推進し、焼却処理の際には発電や熱供給といった熱回収（サーマル・リサイクル）の機能が付与されるようになります。さらに、どうしても処分しなければならず処理に高度な技術を要するPCB等の有害廃棄物は、専用の施設において、安全かつ適切に処分されます。

廃棄物等の輸送に当たっては、環境配慮の観点からトラック輸送に組み合わせて、鉄道や船舶による輸送も行われます。例えば、総合静脈物流拠点港の整備を通じ、港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築が図られます。

最終処分場の整備に当たっては、地域の実情に応じて、広域処分場の整備や既存の処分場に埋め立てられた廃棄物をリサイクルし、減量化し、埋め立て容量を再生させるなどの最終処分場の延命化のための取組が進められます。なお、これらの施設は、環境教育の場などとして積極的に活用されるなど、人々に開かれたものとなります。

一方、IT等の活用や地域内及び関係機関との連携による不法投棄の未然防止・取締体制が整備されます。また、循環型社会の形成の大前提として、過去の不法投棄の原状回復が不可欠であり、計画的に「負の遺産」が一扫されます。

こうした廃棄物等の収集・運搬・再生・処分などの流れを適正な管理のもとに進めるために、情報整備、人的整備が行われます。例えば、廃棄物処理・リサイクルに係る統計情報や、動脈部分のメーカーから静脈部分の廃棄物処理・リサイクル業者までが共有できる情報基盤が整備されます。

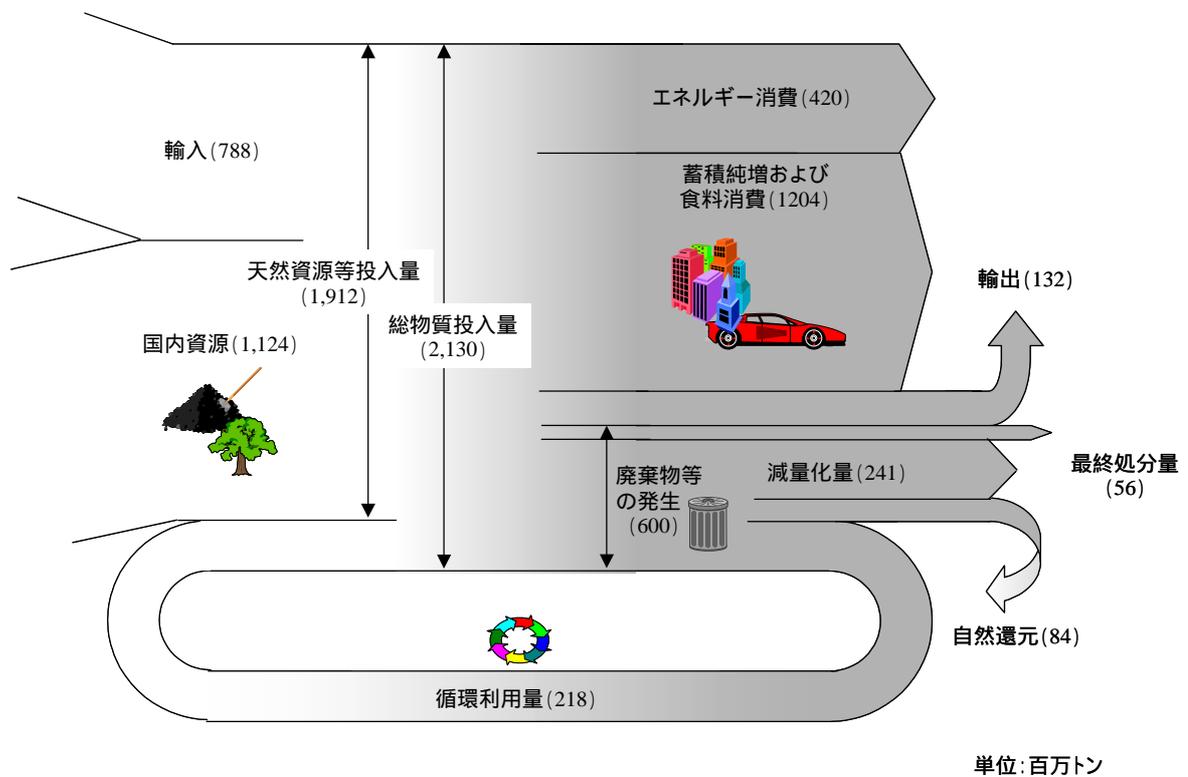
第3章 循環型社会形成のための数値目標

第1節 物質フロー指標に関する目標

循環型社会の形成のために、経済社会におけるものの流れ全体を把握する「物質フロー（マテリアル・フロー）指標」についての数値目標を設定します。具体的には、物質フローの3つの断面を代表する3つの指標にそれぞれ目標を設定します。

また、目標年次は平成32年度頃の長期的な社会を見通しつつ、平成22年度に設定します。

【参考】図1 平成12年度の我が国における物質フローの模式図（環境省作成）

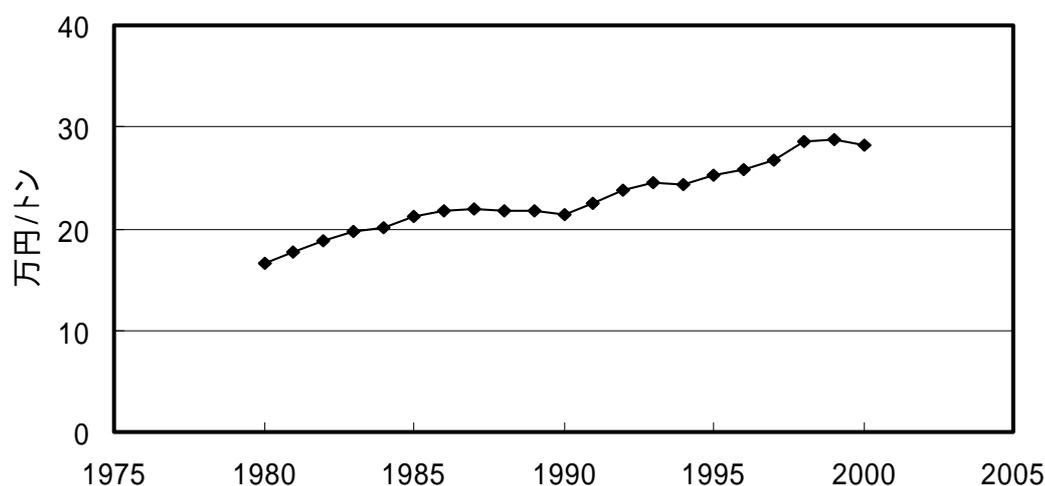


注) 産出側の総量は、水分の取り込み等があるため総物質投入量より大きくなる。

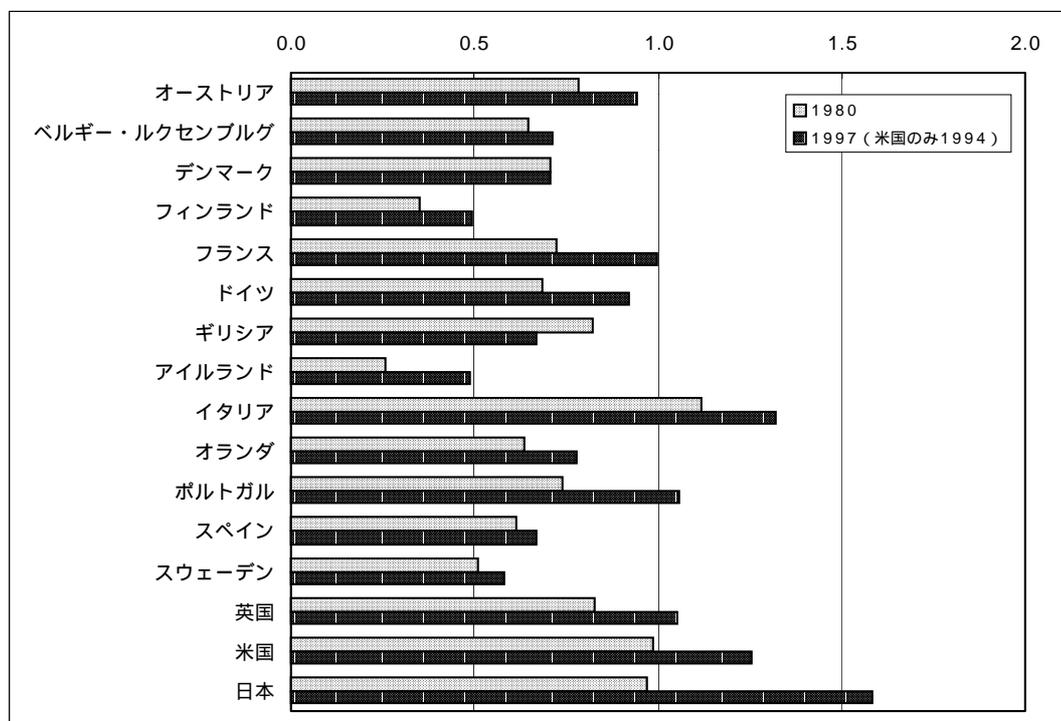
1 「入口」：資源生産性 $(= \frac{GDP}{\text{天然資源等投入量}})$

資源生産性を平成22年度において約39万円/トンとすることを目標とします
(平成2年度《約21万円/トン》から概ね倍増、平成12年度《約28万円/トン》
から概ね4割向上)

【参考】図2 資源生産性の推移(環境省試算)



【参考】図3 資源生産性の国際比較(1,000米ドル/トン《1995年購買力平価基準》: OECD資料、世界資源研究所(米国)資料等より環境省試算)

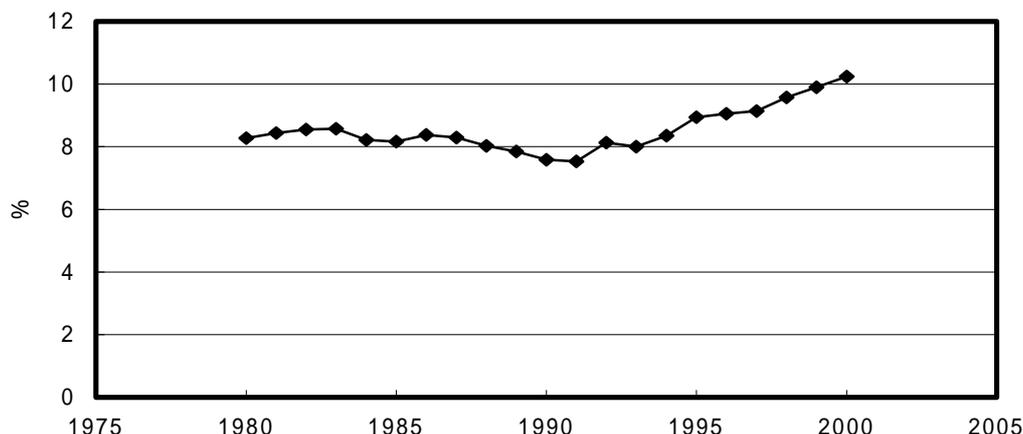


* 「資源生産性」は、産業や人々の生活がいかにものを有効に利用しているかを総合的に表す指標となります。天然資源等はその有限性や採取に伴う環境負荷が生じること、また、それらが最終的には廃棄物等となることから、より少ない投入量で効率的にGDP(国内総生産)を生み出すよう、増加が望まれます。なお、「天然資源等投入量」とは国産・輸入天然資源及び輸入製品の量を指し、直接物質投入量(DMI)とも呼ばれます。

2 「循環」：循環利用率 $\left(= \frac{\text{循環利用量}}{\text{循環利用量} + \text{天然資源等投入量}} \right)$

循環利用率を平成22年度において、約14%とすることを目標とします(平成2年度《約8%》から概ね8割向上、平成12年度《約10%》から概ね4割向上)。

【参考】図4 循環利用率の推移(環境省試算)

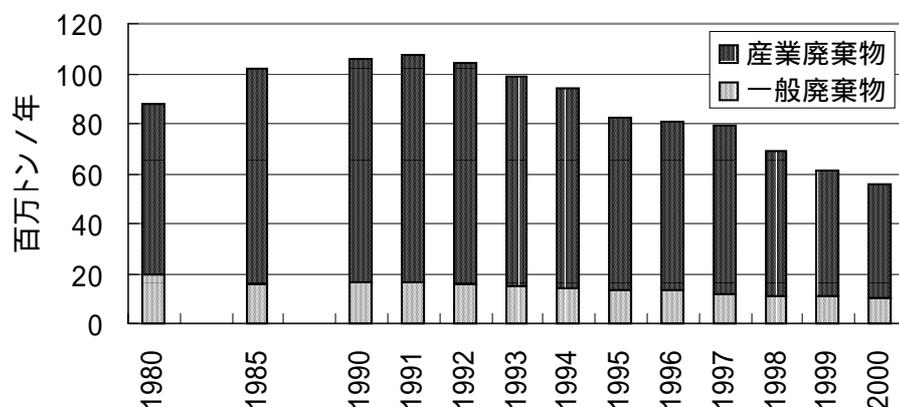


* 「循環利用率」は、経済社会に投入されるものの全体量のうち循環利用量の占める割合を表す指標となります。最終処分量を減らすために適正な循環利用が進むよう、原則的には増加が望まれます。なお、「経済社会に投入されるものの全体量」は天然資源等投入量と循環利用量の和です。

3 「出口」：最終処分量 (= 廃棄物最終処分量)

最終処分量を平成22年度において、約28百万トンとすることを目標とします(平成2年度《約110百万トン》から概ね75%減、平成12年度《約56百万トン》から概ね半減)。

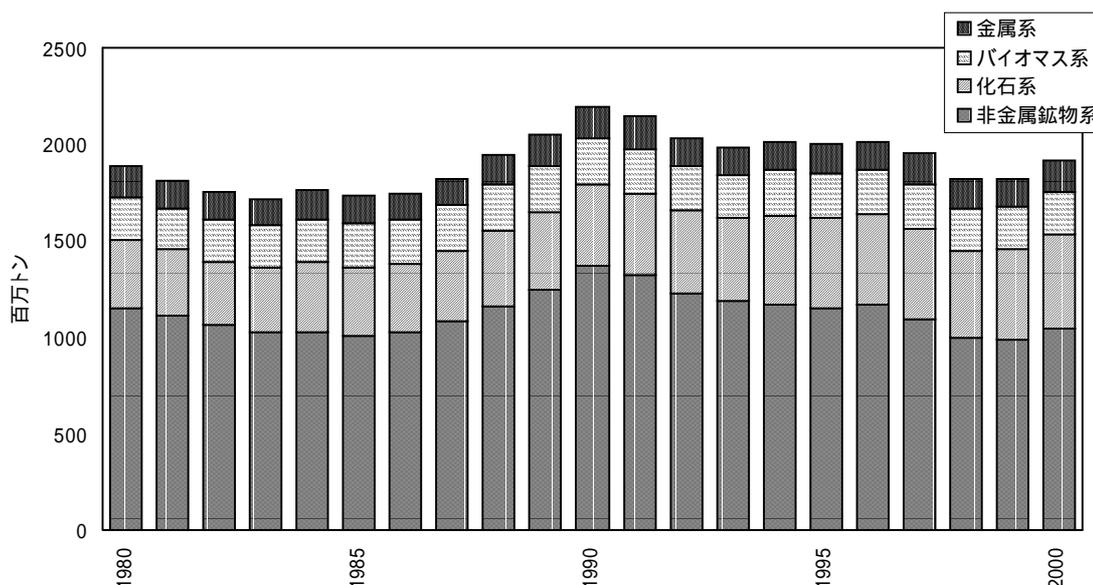
【参考】図5 最終処分量の推移(環境省調査)



* 「最終処分量」は、最終処分場のひっ迫という喫緊の課題にも直結した指標であり、一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分量の和として表され、減少が望まれます。

なお、天然資源等投入量については、非金属鉱物系資源（土石系資源）の増減が全体に与える影響が大きいこと、持続的利用が可能となるように、環境に適切に配慮しつつ収集等がなされたバイオマスの利用は望ましいことなどから、補足的に天然資源等投入量などの内訳（国内外別の化石系・金属系・非金属鉱物系・バイオマス系資源別の値）を計測します。また、国内的な循環と国際的な循環を概観するため、廃棄物等の輸出入量についても計測します。

【参考】図6 天然資源等の資源種別内訳（環境省試算）



さらに、隠れたフロー量や再使用量、個別品目ごとの物質フローや共通の計算方法による3Rに関する指標についても考慮することが望ましいのですが、現時点では詳細なデータが不足しており、今後、検討していくこととします。

第2節 取組指標に関する目標

循環型社会の形成の取組の進展度を測る指標として、以下のような「取組指標」に関する目標を設定します。

また、目標年次は平成22年度に設定します。

1 循環型社会形成に向けた意識・行動の変化

(1) 廃棄物に対する意識・行動

アンケート調査結果として、約90%の人たちが廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識を持ち、約50%の人たちがこれらについて具体的に行動するようになることを目標とします。

【参考：内閣府「循環型社会の形成に関する世論調査」(平成13年、N(母数)=3,476)】

- ・「(いつも・多少)ごみを少なくする配慮やリサイクルを心がけている」：71%
- ・「ごみの問題は深刻だと思いつつも、多くのものを買い、多くのものを捨てている」：23%
- ・「(いつも・できるだけ・たまに)環境にやさしい製品の購入を心がけている」：83%
- ・「環境にやさしい製品の購入をまったく心がけていない」：14%

【参考：内閣府「循環型社会の形成に関する世論調査」(平成13年、N=3,476)】

- ・「家庭で出たごみはきちんと分けて、分別して定められた場所に出している」：82%
- ・「リサイクルしやすいように、資源ごみとして出すびんなどは洗っている」：57%
- ・「詰め替え製品をよく使う」：47%
- ・「古着を雑巾とするなど、不要になったものでも他の目的で使用する」：40%
- ・「すぐに流行遅れになったり飽きたりしそうな不要なものは買わない」：37%
- ・「壊れにくく、長持ちする製品を選ぶ」：34%
- ・「買いすぎ、作りすぎをせず、残り物は上手に使いきって、生ごみを少なくするなどの料理方法(エコッキング)に心がけている」：32%
- ・「買い物時、買い物袋を持参したり過剰な包装を断ったりしている」：29%
- ・「物は修理して長く使うようにしている」：29%
- ・「生ごみをたい肥にしている」：28%
- ・「使い捨て商品はなるべく買わないようにしている」：23%
- ・「びん牛乳など再使用可能な容器を使った製品を買う」：18%
- ・「再生原料で作られたリサイクル製品を積極的に購入している」：17%
- ・「友人や知人と、不用品を融通しあう」：12%
- ・「中古品を利用している」：11%
- ・「不用品を、中古品を扱う店やバザーやフリーマーケットで売っている」：10%
- ・「レンタルの製品をよく使う」：5%

2 廃棄物等の減量化

(1) 一般廃棄物の減量化

1人1日あたりに家庭から排出するごみの量(資源回収されるものを除く。)を平成12年度比で約20%減に、1日あたりに事業所から排出するごみの量(資源回収されるものを除く。)を平成12年度比で約20%減とすることを目標とします。

【参考：環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等(平成12年度実績)」より試算】

- ・「1人1日あたりに家庭から排出するごみの量」：平均約630グラム
- ・「1日あたりに事業所から排出するごみの量」：平均約10キログラム

(2) 産業廃棄物の減量化

産業廃棄物の最終処分量を平成2年度比で約75%減とすることを目標とします。

【参考：環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況等(平成12年度実績)」(社)日本経済団体連合会「経団連環境自主行動計画第4回フォローアップ結果(廃棄物対策編)」(平成14年2月)】

- ・「平成2年における産業廃棄物の最終処分量」：約89百万トン
 - ・「平成12年における産業廃棄物の最終処分量」：約45百万トン
- (社)日本経済団体連合会が平成11年9月に策定した産業廃棄物の最終処分量に関する自主行動計画においては、平成22年には平成2年比で約75%減としている。
- ・「平成2年における日本経団連28業種からの産業廃棄物の最終処分量」：約61百万トン
 - ・「平成12年における日本経団連28業種からの産業廃棄物の最終処分量」：約20百万トン

3 循環型社会ビジネスの推進

(1) グリーン購入の推進

アンケート調査結果として、すべての地方公共団体、上場企業（東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業）の約50%及び非上場企業（従業員500人以上の非上場企業及び事業所）の約30%が組織的にグリーン購入を実施するようになることを目標とします。

【参考：環境省「グリーン購入に関するアンケート調査」（平成14年、N=2,144：都道府県・市区町村）、環境省「平成13年度環境にやさしい企業行動調査」（平成14年、N=1,291：上場企業、N=1,607：非上場企業）】

- ・「平成13年度における組織的なグリーン購入の実施率」
地方公共団体：約24%、上場企業：約15%、非上場企業：約12%

(2) 環境経営の推進

アンケート調査結果として、上場企業の約50%及び非上場企業の約30%が環境報告書を公表し、環境会計を実施するようになることを目標とします。

【参考：環境省「平成13年度環境にやさしい企業行動調査」（平成14年、N=1,291：上場企業、N=1,607：非上場企業）】

- ・「平成13年度における環境報告書の公表率」
上場企業：約30%、非上場企業：約12%
- ・「平成13年度における環境会計の実施率」
上場企業：約23%、非上場企業：約12%

(3) 循環型社会ビジネス市場の拡大

循環型社会ビジネスの市場規模及び雇用規模を平成9年比でそれぞれ2倍にすることを目標とします。

【参考：平成14年版循環型社会白書】

- ・「平成9年における循環型社会ビジネスの市場規模」：約1.2兆円
- ・「平成9年における循環型社会ビジネスの雇用規模」：約32万人

なお、個別品目・業種については個別のリサイクル法・計画等に基づき設定されている目標を達成します。

第4章 国の取組

国は、循環基本計画を策定し、国民、NPO・NGO、事業者、地方公共団体等とのパートナーシップの育成を図りつつ、関連する法律の着実な施行を始めとする国全体の循環型社会形成に関する取組を総合的に進めます。また、循環型社会の形成のための各主体の活動への支援や情報の整備・提供など各種政策手法の適切な活用により、各主体の行動の基盤づくりを実施します。さらに、自らも事業者・消費者として循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行していきます。

具体的には、以下のような取組を進めます。

第1節 自然界における物質循環の確保

自然界における物質の循環の確保のため、天然資源のうち化石燃料や鉱物資源などの自然界での再生が不可能な資源の使用量の増大を抑制し、再生資源や持続的利用が可能となるように、環境に適切に配慮しつつ収集等がなされたバイオマスなどの活用を促進します。また、バイオマスなどの再生可能エネルギーの積極的な利活用を行うとともに、森林整備などの自然環境の保全のための施策を講じます。なお、バイオマスの有効活用については、バイオマス・ニッポン総合戦略（平成14年12月27日閣議決定）の着実な実施を図っていきます。

第2節 ライフスタイルの変革

循環型社会の形成を着実に推進するため、環境教育・環境学習などを、子供から高齢者までのすべての年齢層を対象として、学校、地域、家庭、職場、野外活動の場など多様な場において互いに連携を図りながら、総合的に推進します。

また、国民、NPO・NGO及び事業者などによるリースやレンタル制度の普及、リサイクル・リペアショップの利用、フリーマーケットの開催、グリーン購入、エコバッグ（買い物袋）の持参、廃棄物等の回収などのリユースやリサイクルの活動が促進されるよう、必要な情報の提供などの支援を行います。

なお、このような情報提供にあたっては、幅広い層への意識啓発を進めるため、NPO・NGOなどの民間団体等と連携しながら各種の集中的なキャンペーンの実施やマスメディアを含む様々な媒体の活用に留意します。

第3節 循環型社会ビジネスの振興

循環型社会の形成を積極的に推進するため、国自らも事業者・消費者としてグリーン購入などを行うとともに、各主体が再生品などのグリーン製品・サービスや自然エネルギーなどを積極的に利用し、循環型社会ビジネス市場が成育するよう、環境ラベリングやグリーン製品・サービス関連情報の提供、再生品などの品質・安全性等に関する評価基準と試験評価方法に関する規格化の推進などを行います。また、各主体が自主的にグ

リーン購入をすること、市場メカニズムに基づき適切な費用分担が行われることなどを促すための税・課徴金、デポジット制、ごみ処理手数料等の経済的手法の効果などについて検討します。

さらに、循環型社会ビジネスの振興のため廃棄物の収集・運搬・処分等の各種手続の合理化や法規制の徹底を図るとともに、事業活動への環境配慮の織り込みを確実なものとしていくため中小企業を含めた事業者における環境管理システムの導入、環境報告書や環境会計の作成・公表などの自主的取組を促進します。

特に、循環型社会の形成の礎となる廃棄物処理業については、市場の不透明さや一部の業者の不法投棄などの不適正な行為が業界全体のイメージを下げている状況を踏まえ、適正なりサイクルや処分に要する費用の透明化と徴収、第三者機関などによる優良業者の格付制度の導入や表彰の実施、優れたプラントや事業活動例を地域や学校での環境教育の場として積極的に開放していくための検討などを行います。

一方、地域の特性を生かしつつ、民間団体や自治体が行う生ごみや廃油の回収・処理による肥飼料化などの再資源化活動を営利的・持続的に行ういわゆる地域コミュニティー・ビジネスの成育を図ります。

循環型社会の形成に資する科学及び技術については、製品の生産工程における廃棄物等の発生抑制、回収された廃棄物等の循環的な利用などが促進されるような製品設計・生産システムの工夫や環境への負荷の小さい素材開発等グリーンインダストリーの推進を行うとともに、技術開発・普及のため、技術情報やライフサイクル・アセスメント（LCA：Life Cycle Assessment）等の製品情報などの収集・整理・提供を図ります。このため、産学官の連携のもと、試験研究体制の整備、産業ニーズに沿った研究開発の推進及びその成果の普及、環境技術の環境保全効果等の第三者評価システムの構築、環境技術に関する専門性の高い、幅広い人材を確保するための研究者・技術者の養成、中小企業を始めとする事業者に対する技術指導などの措置を適切に講じます。

また、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分のための設備投資に対する金融上及び技術上その他の支援措置を講じます。

第4節 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

廃棄物等の適正な循環的利用及び処分を推進するため、循環基本法に定める優先順位に基づき、廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分を行います（ただし、この順位によらない方が環境への負荷を低減できる場合には、この優先順位にこだわることなく、より適切な方法を選択します）。また、廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減に関しては、事業者や国民などの排出者が一義的な責任を有するという排出者責任の考え方と、製品の製造者などが製品の使用後の段階などで一定の責任を果たすという拡大生産者責任の考え方に基づき、製品ごとの特性に応じて、具体的措置の一層の推進を図ります。特に、製品の製造者などが製造工程や製品に使用される有害物質について、その使用量を極力低減しようとする自主的取組を促進するとともに、

有害物質の適正な回収・再生利用・処分の仕組みを整備します。さらに、廃棄物等の有害性の評価を始め、廃棄物等の循環的利用及び処分が環境に与える影響などの調査研究、適正処理技術の開発や普及などを実施します。

建設工事に伴って発生する廃棄物等については、産業廃棄物全体の発生量及び最終処分量に占める割合が高く、法律、国の指針等に基づき、その再資源化を進めるとともに、公共工事等において再生資材の利用を推進するなど、循環型社会の形成に向けた取組を着実に進めます。

一方、廃棄物等の循環的な利用及び処分による環境の保全上の支障の防止及び除去等のため、廃棄物が適正に運搬され、処理されたことを確認するための管理票システムであるマニフェスト制度の電子化、不適正処理などの違法行為を抑止するための監視・取締りなどにより不法な処分を防止するとともに、万が一、不法な処分がなされた場合には、適切かつ迅速な原状回復の推進を図ります。

経済のグローバル化に伴う国際的な循環については、環境規制が十分に整備されていない国への廃棄物等の輸出が結果的に現地での環境破壊を招くことについての国際的な関心の高まりを踏まえ、バーゼル条約による有害廃棄物に対する環境に配慮した管理の取組などを進めます。また、各国の実情の把握とその状況に合わせた我が国の廃棄物処理・リサイクルシステムの提供や研修生の受け入れの実施、輸出港の集約化など効率的な国際静脈物流システムの検討などを行っていきます。

さらに、各地域におけるごみの散乱防止のための対策を検討するとともに、必要な啓発などを行います。

第5節 循環型社会を支えるための基盤整備

循環型社会の形成を図る上で、廃棄物等の循環的な利用や処分のための施設は不可欠です。これらの施設については、技術開発の支援や経済的な助成措置、民間主導の公共サービスの提供すなわちPFI（Private Finance Initiative）の手法など様々な手法を活用して、十分な再生利用能力の確保や施設の適正配置に留意しながら、その整備を促進していきます。

また、適正処理を確保するために、最終処分場などについて、引き続き整備を進めるほか、地方公共団体の共同処理を推進するとともに、大都市圏における都道府県の区域を越えた広域的な対応を推進します。特に、産業廃棄物の最終処分場については、産業廃棄物の適正処理を十分に確保するために必要がある場合には、排出事業者の責任を原則としながら、公共関与による施設整備の促進などにより、安全かつ適正な最終処分場を確保します。

なお、これらの施設整備にあたっては、積極的に情報公開や、市民との対話の推進を計りつつ、環境への配慮を十分に行いながら、進めていきます。

リユースやリサイクルに係る物流については、環境負荷の低減などの観点から、トラック輸送と適切に組み合わせつつ、中長距離において鉄道や海運を活用するなど効率的な静脈物流システムの構築を推進します。

一方、廃棄物等の発生量とその循環的な利用及び処分の状況、これらの将来の見通し、廃棄物等の素材・組成・設計等の技術データ、廃棄物等の循環的な利用及び処分による環境への影響などについて、正確な情報を把握し的確な分析を行うとともに、ITの活用も図りながら、これらの情報を各主体が迅速かつ的確に入手し、利用・交換できるようにします。

また、事業者、大学、研究機関、国、地方公共団体、NPO・NGOなどの産学官民において、人材交流や情報交換などを促進し、人材の質的・量的充実を図ります。さらに、国及び地方公共団体の職員、環境教育・環境学習に携わる教員などに対する研修制度の充実により、その資質の向上を図ります。

このほか、循環型社会の形成のためには、地域における取組が重要であり、そのような取組において果たす役割の大きい地方公共団体の講ずる施策に対し、必要な財政的及び技術的支援を行うとともに、循環型社会の形成に向けた地域づくりという観点から、地域におけるNPO・NGOなどの様々な主体による協働の取組が重要なことから、その基盤づくりに努めるとともに、先駆的な取組を支援していきます。

第5章 各主体の果たす役割

国民、NPO・NGO、事業者、地方公共団体（都道府県・市町村）、国等のすべての主体は、相互に連携を図りつつ、循環型社会の形成への積極的な参加と適切な役割分担の下で、適正かつ公平な費用負担により各種の施策を着実に講じていくことが必要です。

具体的には、以下のような取組を進めます。

第1節 国民

国民は、消費者、地域住民として、自らも廃棄物等の排出者であり、環境への負荷を与えていることを自覚して行動するとともに、循環型社会の形成に向けライフスタイルの見直しなどをより一層進めていくことが期待されます。

具体的には、使い捨て製品の使用や過剰包装の自粛、簡易包装の推進、エコバッグの利用、再生品や詰め替え製品の優先的な購入やレンタル、リース制度の利用などの環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスの選択、ごみの減量化・リサイクルのための分別収集への協力、自転車や公共交通機関の利用、バイオマスの利活用等の取組により、日常生活に伴う環境への負荷が低減されます。さらに、地域の環境に関心を持つとともに、環境教育・環境学習や環境保全のための活動への参加・協力などにより、地域における循環型社会が形成されます。

第2節 NPO・NGO

NPO・NGOは、自ら循環型社会の形成に資する活動を行うことなどを通じて社会的な信頼性を高めるとともに、各主体の環境保全活動のつなぎ手としての役割を果たすことが期待されます。

具体的には、3Rの推進や地域住民のライフスタイルの見直しの支援など地域の環境保全のための活動、国民・事業者などの循環型社会の形成に向けた行動の促進のための環境教育・環境学習や啓発活動、さらに地域コミュニティ・ビジネスとして持続可能かつ広がりのある活動が行われます。

第3節 事業者

事業者は、環境に配慮した事業活動を行うとともに、排出者責任や拡大生産者責任を踏まえて、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分への取組、消費者との情報ネットワークの構築や情報公開などをより一層推進していくことが期待されます。

具体的には、使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛、簡易包装の推進、レジ袋の削減、製品の長寿命化や再生資源を始めとする環境への負荷の低減に資する原材料・製品やサービスなどの利用、適正な処理が困難であったり、資源価値の高い製品についての引取りや適正な循環的利用及び処分の実施、資源及びエネルギーの利用の効率化など

により事業活動に伴う環境への負荷が低減されます。製品については、資源採取、製造、流通、消費、廃棄などの各段階における環境への負荷が低減されるよう、LCAなどを実施し、全段階における環境への負荷を視野に入れた開発が行われます。また、グリーン製品・サービスの普及のため、コストの低減や品質・デザイン性などについて消費者の嗜好を反映した魅力ある製品の開発、製造、流通への取組がなされます。さらに、環境ラベルなどによる製品・サービスなどに係る環境への負荷についての消費者への情報提供や、環境報告書などの作成と公表による事業活動に係る環境への負荷及びその低減のための取組についての情報開示と提供、販売時のグリーン製品・サービスの品揃えやディスプレイ（陳列）の工夫などが進められます。

事業者のうち廃棄物処理業者の循環型社会の形成に果たす役割は極めて重要であり、廃棄物等の排出者の協力を求めながら、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分が進められるとともに、事業活動に伴う環境への負荷が低減されます。

第4節 地方公共団体

地方公共団体は、地域づくりを推進していく上で重要課題の一つである循環型社会を形成するため、地域の自然的・社会的条件に応じた法・条例の着実な施行や廃棄物等の適正な循環的利用及び処分の実施にとどまらず、各主体間のコーディネーターとしての役割を果たすことが期待されます。

具体的には、地域づくりにおいて、廃棄物の分別収集・適正処理はもとより、経済的手法などを必要に応じ適切に活用した3Rの推進、廃棄物処理施設などの公共的施設の整備などにより、環境への負荷が低減されます。また、地域の取組のコーディネーター及び主たる推進者としての役割を踏まえ、NPO・NGO等の民間団体や事業者などと協力して、地域住民のライフスタイルの見直しへの支援や環境に配慮されたグリーン製品・サービスや地産商品の推奨・情報提供など地域の特性に応じた循環型社会の形成に向けた施策が総合的かつ計画的に進められます。

さらに、自らも事業者としてグリーン購入や環境管理システムの導入など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行するとともに、循環基本計画を踏まえ、地域における循環型社会形成推進のための基本計画の策定が行われていきます。

第6章 計画の効果的实施

第1節 中央環境審議会での進捗状況の評価・点検

循環基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、中央環境審議会は、国民各界各層の意見を聴きながら、関係府省の自主的な点検結果を踏まえて、環境基本計画の点検との連携を図りつつ循環基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じ、その後の政策の方向につき政府に報告します。中央環境審議会の点検結果については、毎年国会に対して報告することとされている年次報告（循環型社会白書）などに反映します。

また、内外の社会経済の変化に柔軟かつ適切に対応して、循環基本計画の見直しを行うこととし、見直しの時期は、5年後程度を目途とします。

第2節 関係府省間の連携

政府は、閣議のほか関連する閣僚会議・関係府省連絡会議などの場を通じて緊密な連携を図り、循環基本計画に掲げられた循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

また、環境基本計画を除く国の他の計画は、循環型社会の形成に関しては、循環基本計画の基本的な方向に沿って策定、推進します。

特に、地球温暖化対策や自然界における物質循環など循環型社会の形成と密接な関係にある他の施策との有機的な連携を図っていきます。

第3節 個別法・個別施策の実行に向けたスケジュール（工程表）の確立

今後、政府が循環型社会の形成に向けて取り組む法律の施行や施策の実施については、別表のスケジュール（工程表）のとおりです。

(別表) 個別法・個別施策の実行に向けたスケジュール

年度	13～14	15	16	17	18	19	20～
循環型社会形成推進基本法	循環基本計画の策定		循環基本計画のフォローアップ			循環基本計画の見直し	
	年次報告(循環型社会白書)の国会提出・公表 ライフスタイルや事業活動の変革(リ・スタイル: Re-Style)に向けたモデル事業、環境教育・普及啓発(政府公報、パンフレット、インターネットによる情報提供など)の実施など循環型社会の形成に向けた取組の推進						
廃棄物処理・リサイクル法	法律の着実な施行を図るとともに、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じること。						
廃棄物処理法	リサイクルなど適正な処理の推進と不適正処理の防止を一層図るための法律の見直し・法改正(14年度～)					廃棄物の減量化の目標量の見直し	法律の評価・検討(23年度末頃まで)
資源有効利用促進法	法律の施行(13年4月)						法律の評価・検討(20年度末頃まで)
容器包装リサイクル法				法律の評価・検討			
家電リサイクル法	法律の施行(13年4月)				法律の評価・検討		
食品リサイクル法	法律の施行(13年5月)				法律の評価・検討		
建設リサイクル法	法律の施行(14年5月)					法律の評価・検討	
自動車リサイクル法			法律の施行(16年末頃)				法律の評価・検討(21年度末頃まで)
P C B 廃棄物処理促進特別措置法	法律の施行(13年7月)				P C B 廃棄物の全国的な処理体制の整備(18年度頃)		法律の評価・検討(23年度末頃まで) P C B 廃棄物の処理の完了(28年度)
グリーン購入法	法律の施行(13年4月)						
	法律の着実な施行を図るとともに、グリーン製品・サービスの開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じ、国等が重点的にその調達を推進すべき特定調達品目やその基準等の見直し。 グリーン製品・サービスに関する情報の内容及び提供の方法、適切な情報の提供を確保するための方策等情報提供体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じること。(平成19年度末頃まで)						
主な個別物品の廃棄物・リサイクル対策	食品廃棄物等からのバイオディーゼル燃料等の品質評価、安全・環境影響評価、自動車走行実験等の実施(14年度～)						
	F R P 船のリサイクルに向けた対策の検討(14年度～)						
	「建設リサイクル推進計画2002」(14年5月)の策定計画に基づく建設廃棄物の3Rの推進				目標年次		
不法投棄・原状回復対策	不法投棄地の原状回復に向けた対策の検討・法制化(14年度～)						平成9年度以前までの不法投棄を一掃し、原状回復を実施(24年度)

産業廃棄物の最終処分場の整備						要最終処分量の5年分程度の確保(22年度)
技術開発	ゴミゼロ型・資源循環型技術研究イニシャティブの実施(14年度~)					
その他	廃棄物系バイオマスの炭素量換算での80%以上の利活用等を目的とする「バイオマス・ニッポン総合戦略」(14年12月閣議決定)の実現(~22年度)					
	新エネルギーの普及促進に向けた「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」の完全施行(15年4月)					
	静脈物流システムの構築(「新総合物流施策大綱(13年7月閣議決定)」の実現) リサイクル拠点や輸送の実態把握、効率的な静脈物流システムの検討及びその具体化					
	京都議定書の6%削減約束の達成に向けた地球温暖化対策の実行(第1ステップ)	京都議定書の6%削減約束の達成に向けた地球温暖化対策の実行(第2ステップ)			京都議定書の第1約束期間(~24年度)	